

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
「障害者の地域移行及び地域生活支援のサービスの実態調査及び
活用推進のためのガイドライン開発に資する研究」

総括研究報告書

研究代表者：田村 綾子 聖学院大学心理福祉学部・教授

研究要旨

障害者の地域移行及び地域生活支援のサービス実態の把握とサービスの活用促進を目的とし、精神科病院及び障害者支援施設における地域援助事業者との連携による地域移行支援に関する質問紙調査を行った。さらに、相談支援事業所における計画相談支援及び地域移行・地域定着支援サービスとの連携のもとに実施されている自立生活援助の実施状況について悉皆による質問紙調査と、好事例のインタビュー調査を行った。これらの結果をもとに、障害者の地域移行及び地域生活支援のために市町村行政機関と入院・入所施設の連携強化と、相談支援事業所を中心とした効果的なサービス提供の促進のためのガイドブック（資料1）を作成した。また、相談支援事業所が提供する自立生活援助の利用者の特徴を分析し、望ましい提供体制を構築するための報酬のあり方に関する分析を行った。

<研究分担者>

藤井千代 国立精神・神経医療研究センター精神保健
研究所地域・司法精神医療研究部 部長
行實志都子 神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・
准教授
鈴木孝典 高知県立大学・社会福祉学部・准教授

<研究協力者>

1. 企画委員（ワーキング兼）

東美奈子 日本精神科看護協会（株式会社RETICE）
飯山和弘 日本メンタルヘルスピアサポート専門員
研修機構
稲垣佳代 高知県立大学・社会福祉学部・助教
岩上洋一 一般社団法人全国地域で暮らそうネット
ワーク
岡部正文 日本相談支援専門員協会
岡田裕樹 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施
設のぞみの園
門屋充郎 NPO 法人 十勝障がい者支援センター
小船伊純 白岡市役所福祉課
相馬大祐 福井県立大学・看護福祉学部・講師
種田綾乃 神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・
助教
徳山 勝 日本精神保健福祉士協会（半田市障がい者
相談支援センター）
永田雅子 日本精神科病院協会（慈和会 大口病院）
渡邊忠義 日本作業療法士会
廣江 仁 社会福祉法人養和会
松浦宏樹 NPO 法人み・らいず
松村真美 社会福祉法人南高愛隣会

2. ワーキングメンバー

金川洋輔 医療法人社団風鳴会サポートセンターき
ぬた
丹羽彩文 社会福祉法人昴
望月明弘 横浜市総合保健医療センター
山口麻衣子 社会福祉法人清樹会 地域生活支援センタ
ーすみよし
吉澤浩一 NPO法人 ヒーライトねっと（相談支援
センターくらふと）

A. 研究目的

平成30年度の本研究では、障害者の地域移行・地域定着支援について、指定一般相談支援事業所の稼働状況に関する悉皆調査、特性の異なる地域における好事例のインタビュー調査を行い、現状と課題を分析した。平成31年度においては、精神科病院と障害福祉サービス事業所等との地域連携のあり方に関する調査研究、障害者支援施設における地域移行支援に関する実態調査、相談支援事業所における自立生活援助事業の実施状況に関する調査研究を行い、市町村行政機関及び精神科病院や障害者支援施設等と相談支援事業所が相互に積極的に連携し、障害者の地域移行・地域定着支援及び自立生活援助を円滑に展開することを促進するとともに、必要とする支援を利用者自らが選択し希望する生活を実現することができるようにすることを目的とする。

B. 研究方法

各調査票の作成には、先行研究レビュー及び研究代表者、研究分担者、企画検討委員、ワーキングメンバー（研究者、地域相談支援に従事する相談支援専門員、精神保健

福祉士、作業療法士、看護師、ピアサポーター、精神科医、行政担当者など）によるワーディングを行い、質問項目案を検討し、パイロットスタディと修正を重ねて、質問紙調査票案を作成した。各調査の概要は以下の通りである。

1．精神科病院と障害福祉サービス事業所等との地域連携のあり方に関する調査

公益社団法人日本精神科病院協会の協力により会員医療機関（1,196 機関）の宛名ラベルの提供を得て、自記式質問紙による郵送法の悉皆調査を実施した。調査期間は、2019年8月8日から9月10日までとし、対象機関の医療相談室や地域連携室などに所属する精神保健福祉士の代表者1名に回答を求めた。

集計及び統計解析には、統計解析用ソフト SPSS Statistics Ver.20 を用いた。

2．障害者支援施設における地域移行支援に関する実態調査

日本知的障害者福祉協会及び全国身体障害者施設協議会に協力を依頼し、各協会に所属する知的障害 400 施設、身体障害 100 施設を抽出し、自記式質問紙による郵送法の調査を実施した。調査期間は、2020年1月21日から2月14日までとした。

集計及び統計解析には、統計解析用ソフト SPSS Statistics Ver.20 を用いた。

3．相談支援事業所における自立生活援助事業の実施状況に関する調査

本調査は、国立のぞみの園が実施した「総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究」と並行して進め、同園が自治体より取得した指定事業所名簿に則り、令和元年8月1日付けで自立生活援助事業の指定を受けている相談支援事業所（179 か所）を対象として自記式質問紙（事業所と利用者個票の2種類）の郵送またはメール回答による悉皆調査を実施した。調査期間は、2019年12月1日から12月28日までとした。

集計及び統計解析には、統計解析用ソフト SPSS Statistics Ver.26 を用いた。

（倫理的配慮）

聖学院大学研究倫理審査会の研究倫理審査及び承認を得た（承認番号：第 2019-1b-1 号、第 2019-1b-2 号）

C．研究結果

各調査の結果はそれぞれ分担研究報告として詳述する。なお、回収数は以下の通りである。

1．精神科病院と障害福祉サービス事業所等との地域連携のあり方に関する調査

精神科病院 285 機関より回答を得た（回収率：23.8%）。

2．障害者支援施設における地域移行支援に関する実態調査

204 施設より回答を得た（回収率 40.8%）。

3．相談支援事業所における自立生活援助事業の実施状況に関する調査

98 か所の事業所より回答を得た（回収率 54.7%）。

自立生活援助の利用者に関する個票は 358 人分の回答を得た。

D．考察

各調査結果の考察は、それぞれの分担研究報告に詳述しているため、ここでは総括的な考察を述べる。

1．障害者の地域移行支援

障害者の地域移行支援は、精神科病院では、機関内・法人内の退院支援・地域連携に関わるマンパワーや退院後に活用できる資源が充実していると、地域援助事業者との連携による退院支援が従前より行われていると考えられ、その方法として地域移行支援サービスは選択肢の一つであると推察できる。一方、障害者支援施設からの地域移行支援においては、相談支援事業所による地域移行支援サービスの活用は少ないが、法人内に多様な事業を併設している施設では、連携や調整により特に法人内のグループホームへの利用者の地域移行が行われていることが推察できた。

以上のことから、同法人や関連法人の枠を超えた地域連携に基づく地域移行支援については、障害福祉サービスの個別給付化から年数を経過しても、医療と福祉、また施設・病院と地域の事業所間には、いまなお連携の課題があると考えられる。反対に、関係機関の良好な連携体制が構築できると、障害者の地域移行を促進する要因となることも考えられ、マネジメントを担う相談支援専門員や住民票所在地の市町村行政職員には、入院・入所者の地域移行支援を促進するための地域連携や基盤整備のために協議会等の場を活用して関係機関同士の連携を取り持つことも求められる。

2．障害者の地域生活支援

新サービスである自立生活援助が、障害者の地域生活における多様で流動的な課題に都度対応していることに加え、相談支援事業所がこのサービスを実施することで計画相談支援の質を上げ、地域移行・地域定着支援の連続性を保持するうえで有効であることが推察された。好事例といえる自立生活援助の指定事業所は、事業実施の体制整備においても工夫をしていることから、こうした知見を後続する事業所へ情報提供することも必要であると考えられる。

本研究では各立場からの支援者を調査研究の対象とすることで、障害者の地域移行と地域における生活の一端を垣間見ることができたが、その形態や必要とする支援内容は多岐に渡っており、市町村における支給決定の迅速かつ柔軟な対応が求められるとともに、限りのあるマンパワーやサービス、施設・機関等を効率的に活用するためには、特にサービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員に対する期待は高いといえる。なお、地域移行支援サービスが

届いていない入院・入所者へのアプローチについては、国家資格専門職である精神保健福祉士と社会福祉士を配置する相談支援事業所においてはフットワークのよい柔軟な地域生活支援の展開が見られていることに鑑み、地域連携ネットワーク作りにも寄与することが期待される。

E．結果

障害者の生活は、障害福祉や保健医療におけるフォーマルなサービスに加え、地域のインフォーマルな資源や本人の生活史との兼ね合いで多様なものによって支えられている。なお、本人が望む生活スタイルは、関係する支援者の力量では応じることのできない側面も有するが、平成24年度以降は、障害者総合支援法に基づくサービスをマネジメントしたうえで効果的に提供できる仕組みは整ったといえる。

これらのサービスを中心として効果的で効率的なサービス等の提供のためには、障害者本人の意思の尊重と地域の基盤整備及び関係機関の連携が欠かせない。加えて、サービス提供を迅速かつ適切に行うための市町村による支給決定の判断や障害福祉サービスの報酬のあり方も重要である。また、障害者の地域生活支援の責務を有する市町村行政機関の担当職員が制度を熟知し、適切に運用できるよう相談支援専門員をはじめとして精神保健福祉士や社会福祉士などの専門職がソーシャルワーク機能を果たすことが求められている。

本研究により作成したガイドブックが有効に活用され、障害のある人びとが適切な情報提供と支援を受けて自らの意思で地域生活へと移行し、その後の生活においても必要な支援を過不足なく受けながら社会の一員として生活できるような地域づくりが求められる。

F．健康危険情報

なし。

G．研究発表

なし。

H．知的財産権の出願・登録状況

なし。

謝辞

本研究の遂行にあたり、業務多忙なかで調査票の回答やインタビューへの回答の協力を賜った関係者各位に改めてお礼申しあげます。また、企画検討会及びワーキングに参画いただいた関係者のみなさまのご協力に感謝いたします。